

病児室・病後児室 ご利用案内

YPC 保育園 曙川南

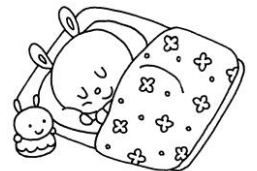
◎利用時間

平日 8:30~17:30 (休日…土曜・日曜・祝日及び年末年始)

- 午前7時の時点で八尾市に暴風警報・洪水警報・特別警報・警戒レベル3以上が出ているときは休園となります。
- 病児保育のお預かり中に暴風警報・洪水警報・特別警報・警戒レベル3以上が発令された場合は、速やかにお迎えをお願いします。
- 当園の開所時間前に、震度5弱以上の地震があった場合は休園となります。

◎対象児

0歳児～小学6年生



◎受け入れできない疾患

学校伝染病に指定されている病気は受け入れすることができません。但し、出席停止期間が終了し医師の連絡票があれば受け入れは可能です。また、疥癬、頭ジラミは受け入れできません。
※学校伝染病については、P4を参照ください。

◎定員数

病児2名 病後児2名



◎利用料金

医真会職員・在園児 … 500円 (給食費込み)
地域の方 … 3,000円 (給食費込み)



※利用時間に関係なく、1回分の料金となります。



○事前の利用登録が必要です。

(YPC 保育園曙川南をご利用のお子様は、面談不要です)

病児・病後児利用登録申込書をご記入の上、面談日当日にご持参ください。

○毎年、病児利用登録の更新が必要です。

翌年度も病児・病後児利用の継続をご希望の方は YPC 保育園曙川南までご連絡ください。

必要書類をお渡しします。更新を完了していないお子様はご利用になれませんのでご注意ください。

◎利用の流れ

YPC 保育園曙川南へ電話予約

ご利用前日までに、YPC 保育園曙川南まで電話にて予約を入れて下さい。

※定員に限りがございますので、事前予約をおすすめします。

ただし、事前予約は医師連絡票の有効期限内のみとさせていただきます。

病院を受診

病院にて医師連絡表発行

病児・病後児保育を利用するには、『医師連絡票』と『利用申込書』が必要です。

・『医師連絡票』…医師の意見書 ※別途、文書料が必要になる場合があります。

・『利用申込書』…必要事項をご記入ください。

※『医師連絡表』と『利用申込書』はコピーを行い、自宅に常備しておくことをおすすめします。

YPC 保育園曙川南へ登所

『医師連絡票』と『利用申込書』をご提出ください。

病児病後児室にてお預かり

お迎え

お会計※地域の方のみ

◎利用について

- ご予約をいただいても、体調の悪化や病状により利用の制限、または、お断りする事がありますのでご了承下さい。
- ご利用前の検温で 38.5 度以上の発熱があれば、ご利用はお断りさせていただきます。
- お預かりしている間に、更に体調が悪くなり、お子様の様子に急変があった場合は、緊急連絡先にご連絡させていただきます。状況により、予定よりも早い時間でお迎えを依頼する場合がありますので、ご了承下さい。
- ※38.5 度の発熱で、緊急連絡先にご連絡させていただきます。
- ※39.0 度～40.0 度の発熱で、緊急連絡先にお迎えのご連絡をさせていただきます。



◎給食

- 普通食（その日の給食メニューまたはうどん）、離乳食、ミルクを用意しています。
- 普通食は白ご飯とお粥よりお選びください。
- 各食事は、年齢に応じて量を調節させていただきます。
- ミルクは、ほほえみの提供になります。ほほえみ以外の場合はご持参ください。

◎投薬について

- 医師から処方されたものに限りです。粉薬・水薬とも、1 回分ずつに分け、必ず記名をして下さい。
- 座薬につきましては、看護師が挿肛いたします。

◎持ち物

- ・医師連絡票
- ・病児、病後児利用申込書
- ・（必要であれば）薬と与薬依頼票

0 歳児	1 歳児・2 歳児	3 歳児～5 歳児	小学生
口拭きタオル (3 枚)		口拭きタオル (3 枚)	着替え 1 セット (下着含む)
食事用エプロン (1 枚)		着替え 2 セット (下着含む)	お洗濯・汚れ物入れ
コップまたはマグマグ		お洗濯・汚れ物入れ	
着替え 2 セット		コップと歯ブラシ	コップと歯ブラシ
紙パンツ 8 枚			宿題等があれば持参していただいてもかまいません。
おしり拭き			
オムツ交換マット (1 枚・タオルでも可)			
お洗濯・汚れ物入れ			

- ・下痢・嘔吐などの症状がある場合は、着替えを多めにお持ち下さい。
- ・看護師、保育士と一日過ごしますが、不安を感じるお子様も中にはおられるかと思えます。その際は、お気に入りのタオルやぬいぐるみ等を持参してあげてください。
- *その他、ご不明な点や、ご質問がありましたら、保育士にお尋ね下さい。

学校感染症の種類及び出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス） 特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹（ふうしん、三日はしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス ※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで※ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで※ 解熱した後3日を経過するまで※ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで※ 発疹が消失するまで※ 全ての発疹が痂皮化するまで※ 主要症状消退した後2日経過するまで※ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 【その他の感染症】	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで ただし、【その他の感染症】に関しては、感染症の種類、大学における感染症の発生・流行の様態等を考慮し、学校医の意見を聞き判断する

